

安八町こども計画
安八町次世代育成支援行動計画
安八町子ども・子育て支援事業計画

概要版

第5期 あんぱちっ子すくすくプラン

令和7年度▶▶▶令和11年度



令和7年3月

安 八 町

あんぱちっ子すくすくプランとは

- あんぱちっ子すくすくプランは、こども基本法に基づく「安八町こども計画」（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する計画を含む）と、次世代育成支援対策推進法に基づく「安八町次世代育成支援行動計画」、子ども・子育て支援法に基づく「安八町子ども・子育て支援事業計画」を一体化した計画です。
 - 「安八町総合計画」を上位計画とし、「安八町地域福祉計画」「健康あんぱち21」「安八郡障害者計画」「安八郡障害福祉計画・障害児福祉計画」「安八町男女共同参画プラン」などの本町の関連計画や他機関の関連計画との調整を図りつつ策定し、推進します。
- ※この計画では、法令等に根拠がある場合や固有名詞で用いる「こども」以外は、基本的に「子ども」を用いています。

基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力です。未来を担う子どもたちが、健やかに生まれ、自然と愛情に満ちた環境の中で、笑顔でのびのび育ち、安八町を愛し、いつまでも住み続けることができるよう、地域全体がつながって、みんなで子どもたちを育むまちづくりを目指します。また、親となる人たちが安心して子どもを生み、子育ての楽しさを実感できる環境を築き上げ、期待あふれる光かがやくまちづくりを目指します。

こどもへの あいにあふれる まちづくり



基本目標

基本理念の実現を目指し、8項目の基本目標を定め、施策を推進します。

基本目標1
子どもの人権の尊重
と安全の確保

基本目標3
結婚・出産への
インセンティブ

基本目標5
母と子の健康の
保持・増進

基本目標7
心身の健やかな成長に
資する教育環境の整備

基本目標2
困難な状況にある
子どもへの支援

基本目標4
子育て支援
サービスの充実

基本目標6
職業生活と家庭生活
との両立の推進

基本目標8
子育てを支援する
生活環境の整備

基本目標 1 子どもの人権の尊重と安全の確保

- 未来を担う子どもたちが、ひとしく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利が守られるよう、人権意識の向上に取り組み、児童虐待等を防止するとともに、子どもの意見等の把握と施策への反映に努めます。
- 子ども意識調査において、公園等でのびのびと遊べる環境づくりや居場所づくりが求められていますが、一方で、交通事故や犯罪に巻き込まれる心配があります。子どもを交通事故から守るため、警察、認定こども園、学校、児童館および関係団体との連携を図り、交通事故防止の意識を持つための教育や犯罪から子どもを守るためのパトロール等地域住民の協力を得ながら総合的な交通事故防止対策、防犯対策を推進します。

★施策と主な取り組み★

(1) 子どもの人権の尊重

子どもの権利の普及啓発、子どもの意見等表明機会の確保、相談体制の充実、児童虐待の防止

(2) こどもの居場所づくり

遊び場の確保（認定こども園の園庭「ちびっこ自然の森」の再整備等）、子ども食堂運営支援事業

(3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

小学校入学準備支援事業（通学かばん（黄色のランバッグ）と交通安全帽子の無償配布）

(4) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

登下校時見守り事業、防犯ブザー配布事業、安ハ安心メール（すぐるー）、情報モラル教育の推進



基本目標 2 困難な状況にある子どもへの支援

- 近年、子どもや家庭をめぐる問題が複雑化、多様化しており、児童虐待のほかにも、社会的に困難な状況にある子どもとその家庭の早期発見・支援が重要となっています。
- 障がいのある子どもについては、地域でいきいきと生活できるよう、その根幹となるサービスの充実を図り、ひとり親家庭等に対しては、自立と就業の支援に重点をおいた取り組みの推進に努めます。

★施策と主な取り組み★

(1) 障がい児施策の充実

障がい児保育の充実、学習障がい児、多動性障がい児への教育的支援事業、児童発達支援事業、放課後等デイサービス

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

相談体制や情報提供の充実、ひとり親家庭等の就業促進事業

(3) こどもの貧困解消対策

教育支援（学用品費や修学旅行費などの援助等）、経済的支援（生活保護制度等の利用促進）



基本目標3 結婚・出産へのインセンティブ

- 子どもを生み育てることへの意識の醸成とともに、この町で結婚し、複数の子どもを生むことができる環境を整えていきます。

★施策と主な取り組み★

(1) 子育て意識の醸成

中学生と乳幼児の交流事業、結婚・出産の意義に関する教育

(2) 結婚しやすい環境づくり

しあわせ相談サロン事業（結婚相談）、しあわせ発見事業（婚活パーティー）、結婚新生活支援事業（結婚に伴う住宅取得費用または住宅賃借費用、引っ越し費用の一部を補助）

(3) 出産への支援

出産祝金事業



基本目標4 子育て支援サービスの充実

- 子育てをしながら仕事を続けることを選択するためには、多様化する就労形態やライフスタイルに応じた子育て支援サービスの充実が一層必要になってきます。また、仕事を中断して子育てをすることを選択した場合でも、子育ての孤立化や緊急時への対応などの支援が求められています。
- 保育サービス、子育て不安解消のための相談・情報提供・仲間づくりの場、経済的支援などの充実を図るとともに、地域、事業所の子育て家庭への支援等について理解と協力を働きかけ、すべての子育て家庭が安心して子育てのできるまちを目指します。

★施策と主な取り組み★

(1) 教育・保育サービス等の充実

教育・保育サービス（認定こども園の運営等）、延長保育、一時保育、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンター事業、放課後児童クラブ事業、ホリデー・サポート・スクール事業、認定こども園や 小学校のあり方についての検討

(2) ネットワークづくりと情報提供

園庭開放事業（ちびっこ広場）、キッズビクス（親子体操）、子育てセミナー（すこやか講座）、子育てサークル活動の支援、地域子育て支援拠点（子育て支援センター）事業、子育てに関する情報提供

(3) 地域交流の推進

地域でのふれあい事業（つながり懇談会の開催等）

(4) 子育てにかかわる経済的負担の軽減

保育料の軽減、乳幼児等医療費助成制度、学校給食費助成制度（第3子以降は全額助成）



基本目標 5 母と子の健康の保持・増進

- よろこびと不安が交錯した妊娠中の母親を応援し、安心して出産、育児ができ、すべての子どもが健やかに成長できるように、保健、医療、福祉等の分野が連携して一貫した支援に取り組みます。
- 大人への旅立ちとしての思春期の大切さを認識し、性を尊重した未来の親の育成に努めます。

★施策と主な取り組み★

(1) 母子保健サービスの充実

こども家庭センター事業（妊婦等包括相談支援事業を含む）、母子健康手帳、父子手帳の交付、妊婦健康診査事業、乳幼児訪問事業、産後ケア事業、0歳児紙おむつ等お届け事業、乳幼児健康診査事業

(2) 食育の充実

離乳食教室、認定こども園における食育、学校給食を通じた食育、**体験農園事業**、親子料理教室

(3) 思春期における保健対策の充実

性に関する正しい知識の普及、いのちの教育、青少年の健全育成、不登校児童生徒への支援

(4) 小児医療の充実

小児科医の確保、感染症予防対策、救急医療体制の充実



基本目標 6 職業生活と家庭生活との両立の推進

- 仕事は、暮らしを支え、生きがいやよろこびをもたらすものですが、家事、育児、近隣とのつきあいなどの生活も、暮らしに欠かすことのできないものです。
- 職業生活と家庭生活の両立は、一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現にとって必要不可欠です。

★施策と主な取り組み★

(1) 仕事と家庭の調和

男女共同参画社会の意識啓発、共育て（夫婦共に子育てすること）の推進、両親学級の開催、**家庭の日（毎月第3日曜日）の推進**、**家族の日（11月の第3日曜日）・家族の週間（その前後1週間）の推進**

(2) 子育てと仕事が両立できる環境づくり

看護・育児・介護休暇制度等のPR、事業主への啓発、母性健康管理指導事項連絡カード（主治医等が行った指導事項の内容について、仕事をしている妊婦から事業主に伝えるカード）のPR、早く家庭に帰る日（毎月「8」のつく日）の普及促進



基本目標7 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 本来、子どもは豊かな感性や想像力（創造力）など成長する力を持っており、その力を引き出す教育環境をつくっていくことが重要です。
- 学校や認定こども園、家庭、地域が協力して、子どもの豊かなところとたくましく生きる力を育てていきます。

★施策と主な取り組み★

(1) 親育ち教育の推進

家庭教育の充実、地域の教育力の向上、奉仕体験事業

(2) 幼児教育・学校教育の充実

認定こども園と小学校の連携、学校教育の充実（確かな学力の向上）、豊かなこころの育成、健やかなからだの育成、いじめや不登校などへの対応



基本目標8 子育てを支援する生活環境の整備

- 子育て家庭が安心して子どもを育てられるまち、子どもがのびのびと遊び回れるまち、そんなやさしいまちづくりを目指していきます。
- 障がいのある人や高齢者に配慮したバリアフリーのまちづくりは着実に進んできていますが、さらに一歩進めた、あらかじめだれもが使いやすい設計とするユニバーサルデザインの考え方を取り入れていきます。

★施策と主な取り組み★

(1) 良質な住宅と子どもの利用施設の安全性の確保

空き家等の活用、シックハウス対策、子育て関連施設の環境改善等

(2) 安心して外出できる環境の整備

公共施設等のバリアフリー化、子どもトイレの整備、歩道の整備



数値目標

◆就学前児童の教育・保育サービス

区 分			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3 号	0 歳		5	5	6	6	5
	1 歳		42	41	41	42	42
	2 歳		40	48	47	47	48
3 ～ 5 歳	1 号		62	59	58	56	58
	2 号		194	184	183	174	183
合 計			343	337	335	325	336

◆就学前児童の子育て支援サービス

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
時間外保育 (延長保育)	実施施設数(か所)	3	3	3	3	3
	利用児数(人月)	50	50	50	50	50
病児・病後児 保育	委託施設数(か所)	3	3	3	3	3
	利 用 児 数(人)	25	25	25	25	25
一時預かり事 業(一時保育)	実施施設数(か所)	3	3	3	3	3
	利 用 児 数(人)	20	20	20	20	20
	利 用 延 回 数(回)	80	80	80	80	80
ファミリーサポ ートセンター	実施か所数(か所)	1	1	1	1	1
	利 用 延 回 数(回)	10	10	10	10	10
園庭開放事業	利 用 組 数(組)	710	710	710	710	710
キッズビクス	利 用 組 数(組)	25	25	25	25	25
親子教室	利 用 組 数(組)	90	90	90	90	90
地域子育て 支援拠点事業	利用施設数(か所)	1	1	1	1	1
	利 用 延 人 数(人)	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300

◆母子保健サービス

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事 業(こども家庭 センター型)	実 施 か 所 数(か所)	1	1	1	1	1
妊婦等包括相 談支援事業	妊 娠 届 出 者 数(人)	65	65	65	65	65
	1人あたり面談回数(回)	2	2	2	2	2
	面 談 延 回 数(回)	130	130	130	130	130
妊婦健康診査	妊 娠 届 出 者 数(人)	65	65	65	65	65
	1人あたり健診回数(回)	12	12	12	12	12
	健 診 延 回 数(回)	750	750	750	750	750
乳児家庭全戸 訪問事業	対 象 児 数(人)	62	62	64	64	62
	訪 問 児 数(人)	62	62	64	64	62
産後ケア事業	対 象 者 数(人)	10	10	10	10	10

◆小学生を対象としたサービス

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
放課後児童 クラブ	1～3年利用児数(人)	140	135	135	135	135
	4～6年利用児数(人)	75	75	70	70	65
ホリデー・サポ ート・スクール	利 用 児 数(人)	100	100	100	95	95

◆仕事と生活の調和の推進

区 分		現 状	目標値(令和11年)
子育てや家事を分担 している夫婦の割合	就学前児童のいる 家庭	19.5%(令和6年調査)	60.0%
育 児 休 業 取 得 率	女 性	83.0%(令和6年調査)	85.0%
	男 性	13.7%(令和6年調査)	30.0%



令和 7 年 3 月 発行

安八町役場 こども家庭課

〒503-0198 安八町氷取 161 番地

TEL 0584-64-7101

FAX 0584-64-5014